

大分、昭 50 不 1、昭 51. 3. 2

決 定 書

申立人 X

被申立人 株式会社大分県農協共済福祉事業社

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

申立人が請求する救済の内容は、被申立人が昭和 49 年 12 月 21 日申立人に対し行った解雇予告を取り消し、申立人を技能指導員資格にもとづく職務に就かせよというにある。

よって当委員会審査委員は直ちに調査を担当職員に命じ、昭和 50 年 1 月 27 日申立人を、同年 2 月 6 日被申立人をそれぞれ調査し、同年 2 月 28 日には当委員会事務局において申立人に立証手続の促進方を要請したが、申立人から立証書類の提出がないため、申立人に事務局に出頭するよう連絡したところ、同年 3 月 10 日申立人の妻 C から申立人は歯痛のため出頭できないので、治り次第連絡するという回答がなされたのみで、その後なんらの連絡もなかった。

そこで担当職員は、同年 4 月 14 日出頭できる日を確認すべく、申立人に呼出電話をもって連絡しようとしたところ、申立人の家主の話によると、申立人夫妻は長期間留守にしているということであったが、たまたま翌 15 日中津市にいるという申立人の妻から電話があったので申立人と連絡がつき次第、事務局に電話するよう要請した。

しかし、その後も申立人からなんらの連絡がないため、担当職員は同年 4 月 30 日、5 月 6

日、6月16日及び7月21日電話により申立人の妻を通じて申立人に事務局に出頭するようたびたび要請し、特に5月6日及び6月16日には、申立人が事務局近くの病院に治療のため通院しているということであったので、その途中出頭するよう重ねて要請し、さらに7月21日には、出頭できない場合は診断書を提出するよう要請した。しかるに申立人は、担当職員の再三の電話連絡に対し、申立人自身電話口に出ず、申立人の妻を通じて全身に湿疹ができているとか、歯が痛む等を理由に出頭できる日は追って連絡するというのみで、いたずらに日を過ごし診断書の提出さえもしなかった。

そこで審査委員は、担当職員の調査をこの程度にとどめ、審査委員の調査を、同年11月10日付文書をもって同月20日午前9時30分行いう旨通知し、もし出頭できない場合は欠席理由書を提出するよう特に付記したが、当日、申立人の妻を通じ申立人は湿疹ができ、歯も痛い
ため調査期日に出頭できない旨電話があった。そこで審査委員は更に診断書を添えて欠席理由書を提出するよう要請したにもかかわらず、これに対してもなんらの反応をも示さなかった。

審査委員は、再度同年12月4日付文書をもって同月23日午後1時の調査期日を申立人に通知したが、申立人は依然として調査期日に出頭せず、当日調査期日終了後、具体的にその欠席理由は明らかにせずして、一身上の都合のため出席できない旨連絡したまま、今日まで本件審査手続の進行につきなんらの関心さえも示さないのである。

以上の事情を総合判断するとき、申立人は本件申立てを維持する意思を放棄したものと認めるほかはないので、労働委員会規則第34条第1項第7号を適用して、主文のとおり決定する。

昭和51年3月2日

大分県地方労働委員会

会長 富 川 盛 介